

8月の大雨災害に関するお知らせ

この度の大雨により被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。
災害に関する市役所からのお知らせです。

1 被害に関する報告のお願い

今般の大雨災害により、市内全域において甚大な被害が発生しています。道路や河川、住家など、農地や農業用水路に被害があり、まだ市役所に報告をしていない箇所がありましたら、担当課まで連絡くださるようお願いいたします。

【担当課】 道路・河川に関する事	建設課	☎44-1111 (内線2221)
住家などに関する事	税務課	☎44-1111 (内線1245)
農地・水路に関する事	農林課	☎44-1111 (内線2171)
その他被害に関する事	災害対策本部	☎44-1111 (内線1352)

2 罹災（りさい）証明書を交付します

（1）住家などに関する罹災証明書について

住家などに被害が生じた場合、被害を受けた方の申請により「罹災証明書」を発行しますので、必要な方は税務課固定資産税係まで申請をお願いいたします。

申請書提出後、調査員（市職員）による現地調査により、被害の程度を判定して証明書を発行します。現地調査日は後日改めてご連絡します。

（2）自己判定方式（写真による判定）による罹災証明書の発行について

床下浸水により住家などへの被害が10%未満であり、判定区分が一部損壊に当たると同意いただける場合、自己判定方式による罹災証明書の発行が受けられます。調査員の現地調査は行わず、申請者の方が撮影した被害状況の写真により、被害状況を判定して罹災証明書を発行するものです。

(3) 発行手続きについて

- 発行対象者 住家などに被害を受けた方
(同一世帯家族以外が申請する場合は委任状が必要です)
- 受付期間 8月15日(月)から8月31日(水)まで(平日8:15~17:00)
- 受付場所 税務課固定資産税係(本庁舎2階14番窓口)
尾上総合支所庶務係、碓ヶ関総合支所庶務係、葛川支所
- 必要書類 ①申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
②罹災の状況がわかる写真 ※自己判定方式の場合必須
③罹災証明書交付申請書(市ホームページに掲載、申請受付窓口にも配置)

※ご注意ください!

- ・「罹災証明書」は、建物の被害認定調査が必要となるため、発行までに一定期間を要します。
- ・可能な限り、片付けや修理前の被害状況を写真などで記録したうえ、早めの申請をお願いします。
- ・写真撮影の際は、被害を受けた建物の全景と被害のあった箇所をそれぞれ撮影してくださるようお願いします。

【問合せ】 税務課固定資産税係 ☎44-1111 (内線1245)

3 農業用施設や農作物に被害のあった農業者の皆さまへお願い

農業施設(ハウス、農機具格納庫など)や農作物に被害のあった方を対象に、今後、補助事業や融資などの支援事業が発動される可能性があります。

その際、被災状況を証明する必要があることから、これに備えるため、農業用施設や農作物の被災状況をデジタルカメラ、スマートフォンなどで撮影し、画像データを保存しておいてくださるようお願いします。

※ご注意ください!

- ①撮影日がわかるように記録をしてください。
- ②被災箇所・状況が確認できるよう、さまざまな角度から撮影をしてください。
- ③修復などを行った場合は、関係する領収証などを保管しておいてください。

【問合せ】 農林課 ☎44-1111 (内線2171)

4 家庭で発生した災害ごみの処理について

大雨被害により家庭で発生した災害ごみの処理について、次のとおりご案内します。

なお、ご自身でごみの運搬が困難な方は、市にご相談ください。

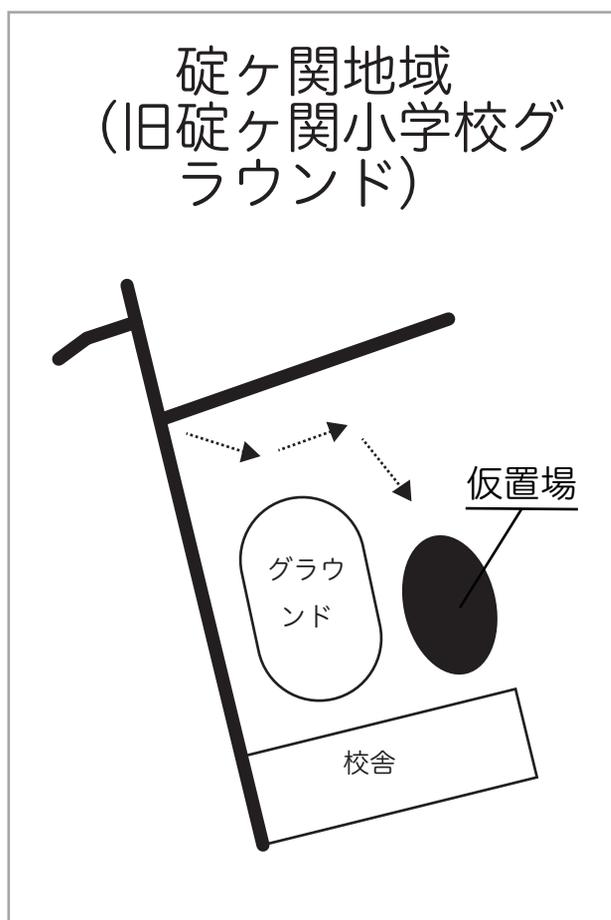
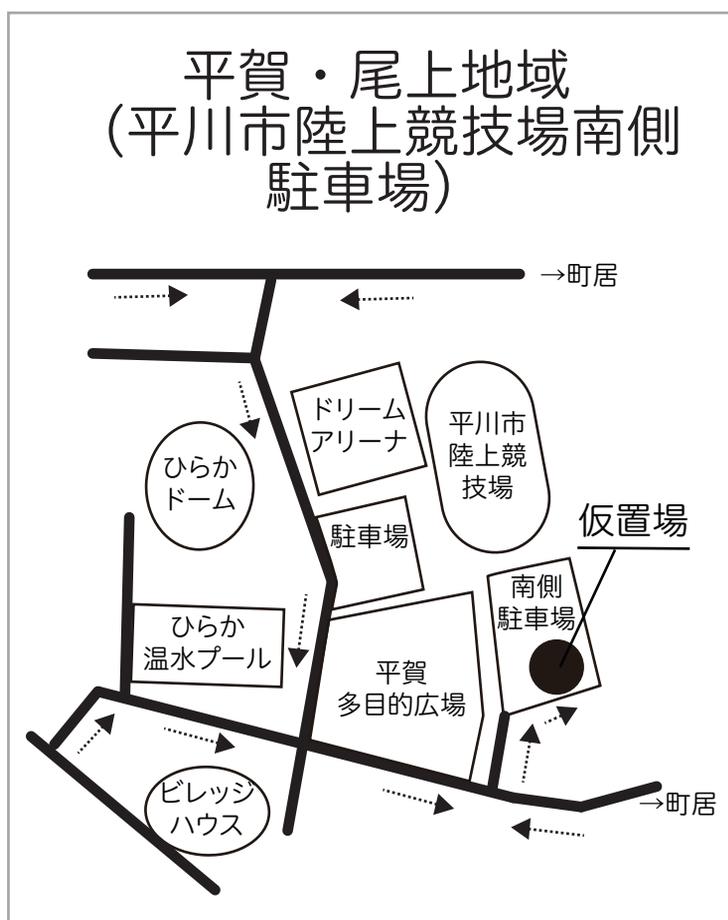
(1) 市の仮置場へ持ち込む場合

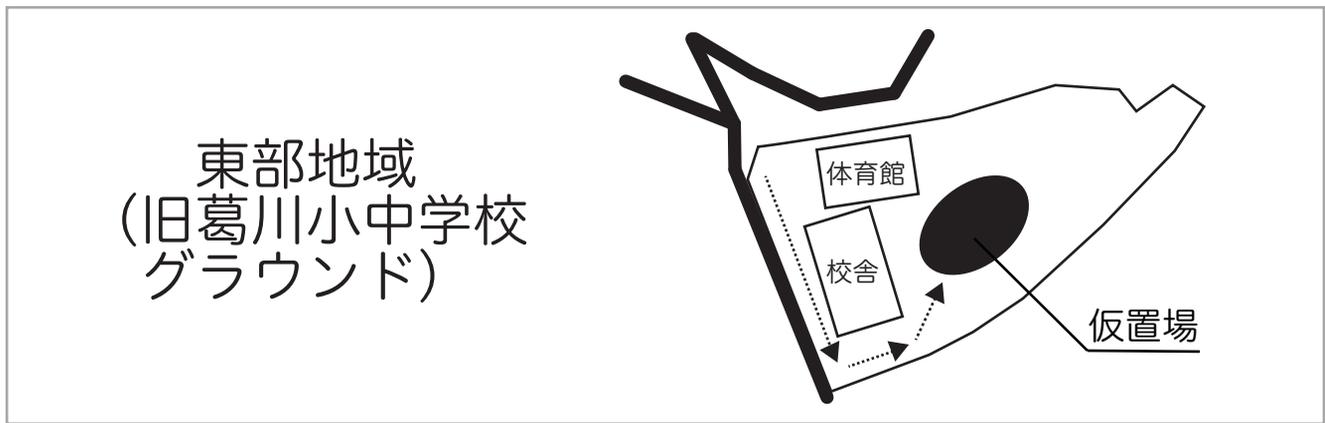
災害ごみの仮置場を市内3か所に設置します。災害ごみを分別の上お持ちください。

ア 設置期間 8月17日(水) ~ 8月31日(水) まで

イ 受入時間 9:00 ~ 16:00

ウ 設置場所

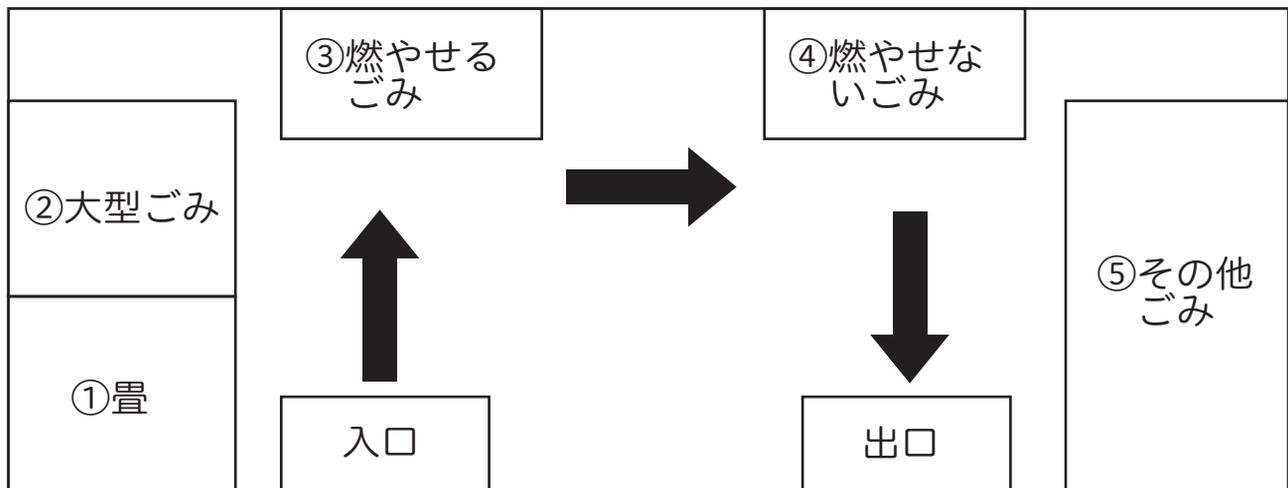




エ 受入れごみ

災害で発生した、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、畳、その他ごみ
※ごみ袋に入るごみは、通常通り、地域のごみ集積所へ出してください。

災害ごみの仮置場レイアウト図



※予定図のため、実際と異なる場合があります。

(2) ごみ処理施設へ直接持ち込む場合

災害ごみは、事前に手続きをすることで、処分手数料が減免されます。直接持ち込む場合は、必ず市民課生活環境係へご連絡ください。

なお、災害ごみの持ち込み先は次のとおりです。

平賀・碓ヶ関地域の方

弘前地区環境整備センター（住所:弘前市大字町田字筒井6-2）

持込み受付時間 8:30～16:30（休業日:第1・第3日曜日）

尾上地域の方

黒石地区清掃施設組合環境整備センター（住所:黒石市大字竹鼻字野田62-1）

持込み受付時間 8:30～16:30（休業日:土曜日の午後、日曜日）

【問合せ】市民課生活環境係 ☎44-1111（内線1225）

【その他の問合せ】災害対策本部（総務課危機管理係） ☎44-1111（内線1352）